

議 第 一 号

学都仙台奨学金条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十八年二月十日

提 出 者

議 員 高 見 のり子

” 嗟 峨 サダ子

” 花 木 則 彰

” ふるくぼ 和 子

” すげの 直 子

” 庄 司 あかり

賛 成 者

議 員 ふなやま 由 美

仙台市議会議長
岡部 恒司 様

学都仙台奨学金条例

(目的)

第一条 この条例は、経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学（大学院を除く。以下同じ。）、高等専門学校又は専修学校（一般課程を除く。）（以下これらを「高等学校等」という。）における修学が困難な人に対し、必要な学資（以下「奨学金」という。）を支給することにより、その人の修学を容易にし、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第二条 奨学金の支給の対象となる人（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 高等学校等に在学していること
- 二 本人又はその保護者（本人が未成年の場合にあつてはその親権を行う人又は未成年後見人を行い、本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる人をいう。）が市内に住所を有していること
- 三 経済的理由により修学が困難であること

(奨学金の支給額)

高等学校に在学している人	国立又は公立	月額 五、〇〇〇円
高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）に在学している人	国立又は公立	月額 八、〇〇〇円
専修学校の高等課程に在学している人	国立又は公立	月額 一〇、〇〇〇円
大学に在学している人	国立又は公立	月額 二〇、〇〇〇円
高等専門学校（第四学年及び第五学年（専攻科を含む。）に限る。）に在学している人	国立又は公立	月額 二〇、〇〇〇円
専修学校の専門課程に在学している人	私立	月額 二〇、〇〇〇円

第三条 奨学金の支給額は、次の表に定める金額とする。

(奨学金の申請)

第四条 奨学金の支給を受けようとする人は、市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第五条 市長は、第十条の奨学生選考委員会の推薦に基づき、奨学生を決定し、毎年度予算の範囲内において奨学金の支給を行う。

(奨学金の支給期間等)

第六条 奨学金の支給期間は、支給を開始した日の属する年度の末日までとし、同日後なお引き続いて支給を受けようとする奨学生は、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第七条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- 一 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき
- 二 本人又はその保護者の住所その他の重要な事項に変更があつたとき

(奨学金の停止及び減額)

第八条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を停止し、又は奨学金を減額することができる。

- 一 休学し、又は退学したとき
- 二 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められたとき
- 三 奨学金の支給を必要としない事由が生じたとき
- 四 正当な事由がなく履修学科を変更し、又は転学したとき
- 五 その他市長が必要と認めたとき

(奨学金の返還)

第九条 奨学金は返還を要しない。ただし、奨学生がこの条例の規定に違反したときは、この限りでない。

(奨学生選考委員会)

第十条 奨学生の選考に関し審議するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十人以内をもって組織し、委員は、教育関係者、市民又は学識経験を有する人のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(他の奨学金制度との併給)

第十一条 他の地方公共団体その他団体から奨学金の支給又は貸付けを受けていることが、この条例による奨学金の支給を受けることを妨げるものではない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

経済的な理由により修学が困難な人に対し、必要な学資を支給することにより、修学を容易にし、教育の機会均等に資するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。